

空き家の管理は適正に



～みんなで考えよう～

空き家 に関すること

例年雪による建物被害が多数発生しています。
特に空き家の場合、所有者や管理者の目が行き届きにくいと、雪庇が落下して隣の建物を壊したり、道路をふさいだりして重大な事故につながる可能性があります。
また、突風により建物の一部がはがれて飛散し、近くの建物や人に被害を与える危険性もあります。

問 暮らしの相談課市民相談窓口班
(☎73-2115)

損害賠償責任は所有者に

空き家は所有者または管理者が管理するべきものです。
管理不十分により、第三者に被害を与えると所有者または管理者が責任を負うことになります。



冬期間における留意事項

- ①定期的に状態を確認しましょう
 - ②所有者が建物を確認できない場合は、親類や近所の方などに依頼し、状態を把握してもらいましょう
 - ③建物が損傷している場合は、部材が飛散しないように適宜処置しましょう
 - ④屋根の雪や雪庇は、大量になるまで放置せず、適切な時期に対応しましょう
- ※雪下ろし請負業者一覧は、本紙13ページに掲載しています。

立木の管理は適正に

着雪や強風により発生する倒木・枝折れ・落雪などにより、道路交通の障害となったり、第三者に被害を与えたりすると所有者や管理者が賠償責任を負うことになりますので、立木の管理は適正に行うよう十分に注意しましょう。



国民年金の まめちしき

付加年金保険料の ご案内

国民年金の一般保険料に加えて付加保険料を納付すると、受給する年金を増やすことができます。

問 大曲年金事務所 (☎0187-63-2296)、
市民課国保年金班 (☎55-8164)

- 納付できる方 ・国民年金第1号被保険者
・任意加入被保険者(65歳以上の方を除く)

■付加保険料の月額 400円

■付加年金額 受給できる年金額は、「200円×付加保険料納付月数」です。例えば、20歳から60歳までの40年間、付加保険料を納付した場合の年金額は次のとおりとなります。



$$200円 \times 480月(40年) = 96,000円$$

※毎月の定額保険料(令和4年度:16,590円)を40年間納付した場合の老齢基礎年金(777,800円 ※令和4年4月からの年金額(満額))に合わせて受給できます。

■申込み 市民課保険年金窓口(本庁舎1階)または各総合支所地域応援班 ※基礎年金番号が分かるものをお持ちください。

■申込みの際に注意いただくこと

- ▷付加保険料の納付は申込みした月分からとなります(さかのぼって納付できません)。
- ▷付加保険料の納期限は、翌月末日と定められています。
- ▷国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納付することができません。
- ▷国民年金保険料の免除該当者は、付加保険料を納付することができません。
- ▷農業者年金に加入された方は強制的に加入されます。